

改正

平成26年3月28日条例第5号

平成27年3月30日条例第6号

平成29年3月30日条例第19号

平成31年3月19日条例第5号

令和元年12月18日条例第43号

富岡市給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）

第3章 給水（第12条—第20条）

第4章 料金及び手数料等（第21条—第30条）

第5章 管理（第31条—第34条）

第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）

第7章 補則（第37条）

第8章 罰則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、富岡市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 富岡市水道事業の給水区域は、富岡市公営企業の設置等に関する条例（平成18年富岡市条例第196号）第3条第2項第1号に定めるところによる。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に基づく公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申込みに当たり、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。
- 3 管理者は、配水管の埋設がないとき、又は給水上支障があると認められるときは、給水装置の新設等の申込みを保留することができる。ただし、申込者において工事費を負担し、かつ、これにより施行した給水管の一部を配水管として管理者に寄附することを承諾したときは、この限りでない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅

速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）により消費税が課される金額に同法による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）により地方消費税が課される金額に同法による税率を乗じて得た金額の合算額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下同じ。）を加えた額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 労力費
 - (3) 運搬費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費に消費税等相当額を加えた概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 管理者は、前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者（給水装置の所有者を含む。以下「水道使用者等」という。）は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しない場合において、管理者が必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理及び注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を利用したとき。
- (4) 代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用等)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習のほか、利用してはならない。

2 消防の際に私設消火栓を公設消火栓と同様に利用することがあっても、当該施設消火栓の設置者は、拒むことはできない。

3 私設消火栓の設置は、2人以上が共同して行うことができる。

(水道利用者等の管理上の責任)

第19条 水道利用者等は、善良な管理及び注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等が負担する。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料等

(料金の支払義務)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第22条 料金の額は、次の表により算出した基本料金と従量料金を合算した額に消費税等相当額を加えた額とする。

口径(ミリメートル等)	料金区分	
	1月当たりの基本料金(円)	従量料金(円)

13	1,010 (10立方メートルまでの従量料金を含む。)	10立方メートルを超え、30立方メートルまでの1立方メートルにつき 178
20	1,770 (10立方メートルまでの従量料金を含む。)	30立方メートルを超える1立方メートルにつき 188
25	2,200	30立方メートルまでの1立方メートルにつき 178 30立方メートルを超える1立方メートルにつき 188
30	3,570	
40	7,230	
50	13,650	
75	36,960	
100	77,360	
125	138,400	
臨時用	1,500	1立方メートルにつき 150

(料金の算定)

第23条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、計量した使用水量をもって、その日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めたときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の料金区分を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法等)

第27条 料金は、口座振替又は納入通知書により毎月徴収する。ただし、第23条第2項の規定による場合は、2箇月分をまとめて徴収することができる。

2 水道の使用をやめた場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。

(手数料)

第28条 次の手数料は、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込後にこれを徴収することができる。

- (1) 第7条第2項の設計審査手数料 500円
- (2) 第7条第2項の工事検査手数料 1,500円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円
- (4) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき10,000円
- (5) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 1件につき2,500円
- (6) 水道料金納入証明手数料 1件につき300円
- (7) その他証明手数料 1件につき300円

(加入金)

第29条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から次の表に定める水道加入金(以下「加入金」という。)の額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	190,000円
30ミリメートル	275,000円
40ミリメートル	485,000円
50ミリメートル	755,000円
75ミリメートル	1,700,000円
100ミリメートル	3,020,000円

125ミリメートル	4,750,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める。

2 前項の加入金に消費税等相当額を加えた額は、給水開始までに徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、給水開始後に徴収することができる。

3 既納の加入金に消費税等相当額を加えた額は、還付しない。ただし、工事着手前になされた工事申込みの取消し及び工事申込み後になされた設計変更により差額が生じた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(料金等の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第9条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が、正当な理由がなく、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に際し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者

- (2) 正当な理由がなくて、第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第39条 詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の富岡市給水条例（平成10年富岡市条例第31号。以下「合併前の条例」という。）の規定により支払うべき理由を生じたこの条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用については、なお合併前の条例の例による。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月28日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第43号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。